

鏡石町公告第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び鏡石町財務規則（昭和58年鏡石町規則第3号以下「財務規則」という。）第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

平成28年8月18日

鏡石町長 遠藤栄作

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第2号
- (2) 工事等名 鏡石町防災行政無線（固定系）設備デジタル化改修工事
- (3) 工事場所 鏡石町 町内一円
- (4) 工期 本契約締結日から平成29年3月17日（金）
- (5) 指定業種 電気設備工事
- (6) 工事の概要 屋外拡声子局（町内7箇所）のデジタル化設備更新
- (7) 予定価格 事後公表

2 入札執行日時等

- (1) 入札日時 平成28年9月21日（水）午前9時30分
- (2) 入札場所 鏡石町役場2階第一会議室（鏡石町不時沼345）

3 入札参加及び設計図書等の閲覧（貸出）に必要な資格

- (1) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和62年1月制定。以下「指名等に関する要綱」という。）第5条第1項に規定する工事等請負有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 施行令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 指名等に関する要綱第11条の規定に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- (4) 福島県内に本店又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。
- (5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果における電気設備工事の総合評点700点以上の者であること。ただし、鏡石町内に本店又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者については、「指名等に関する要綱」第8条第1項を適用することができる。
- (6) 建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (7) 対象工事に建設業法第26条の規定による専任の監理技術者、主任技術者等を適正に配置することができること。
- (8) 過去の一定期間において、対象工事と同種の工事において施工実績があること。
- (9) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成1

1年法律第225号)に基づく再生手続き中の者でないこと。

4 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、平成28年9月2日(金)の午後5時までに、次の書類を鏡石町役場総務課に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 制限付一般競争入札参加資格者確認申請書
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可書の写し
- (3) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書
- (5) 同種工事の施工実績調書
- (6) 資格要件確認書
- (7) 仕様書を遵守する誓約書

入札参加資格者確認申請書の配付

- ア 配付期間 平成28年8月18日(木)から平成28年9月2日(金)
(土曜、日曜及び祝祭日を除く。なお、町ホームページ上に様式を掲載しますのでダウンロードも可能とします。)
- イ 配付時間 午前8時30分から午後5時まで
- ウ 配付場所 鏡石町役場 総務課 TEL0248-62-2111
(郵送等の取扱いは行わない。)

5 入札参加資格の通知

入札参加資格の確認結果については、平成28年9月8日(木)までに制限付一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知する。

6 入札参加資格を有しない者に対する理由の説明

- (1) 5の通知で入札参加資格を有しないとされた者は、平成28年9月9日(金)午前10時までに総務課に説明を求める書面を持参することにより、その理由の説明を求めることができる。
- (2) 説明を求められたときは、平成28年9月12日(月)午後5時までに書面により回答する。

7 設計図書等の閲覧

対象工事に係る設計図書を入札参加希望者の閲覧に供する。

- (1) 閲覧場所 鏡石町役場 総務課
- (2) 閲覧期間 平成28年8月18日(木)～平成28年9月2日(金)
(※土曜、日曜及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時00分まで)

8 設計図書等の複写

入札参加希望者は対象工事に係る設計図書等を閲覧できるほか、対象工事の見積に供する場合に限り閲覧期間中、設計図書等を複写（CD-R持参者に限り複写可能）することができる。

9 質問書の提出

対象工事に係る設計図書等の閲覧者は、当該設計図書等に関して質問することができる。

- (1) 提出場所 鏡石町役場 総務課
- (2) 提出期限 平成28年9月2日（金）の正午まで
- (3) 応答書 平成28年9月8日（木）までに質問者に送付するとともに、閲覧場所に写しを掲示する。

10 入札保証金の納付

入札に参加しようとする者は、この公告に示す入札日の午前9時から午前10時までの間に鏡石町財務規則第114条の規定により見積に係る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金又は入札保証金に係る担保として有価証券を納付又は提供しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (1) 鏡石町を被保険者とする入札保証保険契約を締結している者であるとき。
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と同様の契約を数回以上にわたり契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であるとき。

11 入札の無効

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められた者
- (3) その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札

12 工事費内訳書の提出

入札参加者は、第1回の入札に際し、積算内訳書を提出すること。

13 最低制限価格の設定

最低制限価格を設定し、入札の結果これを下回った入札を行ったものは、最低の入札者であっても失格とする。

14 入札書の記載

入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。

16 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、鏡石町財務規則第99条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が确实と認める金融機関又は保証事業会社〔公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう〕の保証に係る証書を提供しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかの保証を付する場合は免除とする。

- (1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

17 契約事項

契約については、財務規則及び鏡石町工事請負契約約款に基づき契約締結する。

なお、上記財務規則及び約款については、総務課において閲覧することができる。